

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市西蒲区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の種類	路線名	区 間	供用開始年月日
市道	旗屋工業団地・ 鮎北団地線	新潟市西蒲区旗屋字前谷内 110 番地 先から 新潟市西蒲区旗屋字ニレンデン 85 番 1 地先まで	平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日
市道	巻 1-13 号線	新潟市西蒲区漆山字中曾根 2318 番 1 地先から 新潟市西蒲区漆山字中曾根 2299 番 1 地先まで	平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日
市道	巻 2-288 号線	新潟市西蒲区稲島字源地 1462 番 1 地 先から 新潟市西蒲区稲島字居掛 2208 番	平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日